

## 市町村別NPO法人数（令和7年12月31日現在）

市町村名	法人数
熊本市	30
八代市	38
人吉市	5
荒尾市	9
水俣市	16
玉名市	27
山鹿市	21
菊池市	30
宇土市	11
上天草市	13
宇城市	21
阿蘇市	19
天草市	33
合志市	20
下益城郡 美里町	5
玉名郡 玉東町	1
玉名郡 南関町	3
玉名郡 長洲町	5
玉名郡 和水町	3
菊池郡 大津町	13
菊池郡 菊陽町	14
阿蘇郡 南小国町	2
阿蘇郡 小国町	0
阿蘇郡 産山村	1
阿蘇郡 高森町	3
阿蘇郡 西原村	6
阿蘇郡 南阿蘇村	6

※事務所が複数の市町村に所在する場合は、主たる事務所の所在地で計上しています。

※熊本市の法人数には、熊本市長が所轄する法人は含まれていません。

## 定款に記載された特定非営利活動の種類（令和7年12月31日現在）

定款に記載された特定非営利活動の種類	法人数
① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	281
② 社会教育の推進を図る活動	227
③ まちづくりの推進を図る活動	247
④ 観光の振興を図る活動	43
⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	48
⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	150
⑦ 環境の保全を図る活動	157
⑧ 災害救援活動	41
⑨ 地域安全活動	52
⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	84
⑪ 国際協力の活動	60
⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	47
⑬ 子どもの健全育成を図る活動	270
⑭ 情報化社会の発展を図る活動	48
⑮ 科学技術の振興を図る活動	11
⑯ 経済活動の活性化を図る活動	85
⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	131
⑱ 消費者の保護を図る活動	20
⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	169
⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	0

※1つの法人が、複数種類の活動をしている場合があるため、合計が431にはなりません。

合 計

431